

住民税《均等割のみ》課税世帯に対する臨時特別給付金のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税《均等割のみ》課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を支援する給付金です。

※住民税均等割・・・中標津町での住民税均等割額は5,000円（町民税3,500円、道民税1,500円）です。

- 既に住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金（名称の異なる同一趣旨の給付金を含む）を受給されている世帯は、受給することはできません。

給付金の支給額

1世帯あたり**10**万円

給付金の支給時期

中標津町が確認書(または申請書)を受理した日から1ヶ月以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で中標津町に住民登録がある
「令和5年度住民税《均等割のみ》課税世帯」

令和5年1月1日時点で
中標津町に住民登録がある方

令和5年1月2日～12月1日までに
中標津町に転入された方

対象と思われる世帯に対して、
令和6年3月下旬頃に確認書を送付
（要返送）

※一部申請が必要な場合があります

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和6年5月31日（金）
平日 午前8時30分～午後5時00分

申請場所：中標津町役場 福祉課窓口⑤番

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

住民税《均等割のみ》課税世帯とは

令和5年度の住民税が次のいずれかに該当する世帯が対象となります。

- ①「住民税均等割のみ課税者」 + 「住民税均等割のみ課税者」
- ②「住民税均等割のみ課税者」 + 「住民税非課税者」

※「住民税均等割のみ課税者」とは、課税者であっても所得割が課税されていないものをいいます。

(令和5年度住民税均等割のみ課税となる目安)

扶養人数	令和4年中の所得額	
0人	380,001円 ~	450,000円
1人	830,001円 ~	1,120,000円
2人	1,110,001円 ~	1,470,000円

給付金の支給手続き

I 令和5年1月1日時点で中標津町に住民登録がある方

- 対象と思われる世帯には、令和6年3月下旬頃に、中標津町役場福祉課から、給付内容や確認事項が書かれた**確認書**が世帯主宛に届きます。
- 確認書の内容（支給要件、振込先等）を確認して、**返信してください。**



II 令和5年1月2日以降に中標津町に転入された方

- 給付金を受け取るには、中標津町役場福祉課に**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類（必要な添付書類については申請書裏面をご確認ください）とともに中標津町役場福祉課へ郵送、または、役場福祉課窓口までご提出ください。

※申請期間：令和6年3月18日（月）～令和6年5月31日（金）まで（土日祝祭日を除く）
平日 午前8時30分～午後5時00分



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

国や市町村の職員などをかたる不審電話や郵便があった場合は、役場福祉課や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

午前8時30分から午後5時15分（平日のみ）

中標津町役場

 **0153-73-3111**（内線241）

福祉課 社会福祉係